



Bluetooth

そのスマホやイヤホン、

技適マーク

ついてる？

このマークが目印！

STOP THE 不法電波！

#技適マークついてる？

守ろう！電波のルール

技適マークは、電波のルールに適合していることを証明するマークです。
マークのないものは電波法違反になるおそれがあります。
無線機器を買う時、使う時はちゃんとチェックしてね！

CMアニメ
動画公開中！

CV：小清水 亜美
CV：小野 友樹



総務省 九州総合通信局
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>

詳しくは 総務省 電波利用

検索



車内の携帯電話のご利用マナーにご協力ください。



STOP THE
不法電波!

電波の不正利用は命の危険につながることも。
「バレなきや平氣」は通用しません。

えっ 仕事で アマチュア無線、 違法じゃない？

電波法違反の罰則

不法無線局*を開設、または運用した場合

1年以下の懲役 または 100万円以下の罰金

*「不法市民ラジオ」、「不法パーソナル無線」、「不法アマチュア無線」など。

不法電波で重要な無線通信を妨害した場合

5年以下の懲役 または 250万円以下の罰金

#アマチュア無線はルールを守ろう



総務省 九州総合通信局
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>

詳しくは

総務省 電波利用

検索



車内の携帯電話のご利用マナーにご協力ください。

「**技適マーク**ついてる？」

え、技適って何？

それって技適マーク
付いてる。

新しいスマホ買ったんだ！
見て！

え——！！

技適マークは無線機が
電波法の技術基準に適合
していることを証明する
マークで、付いていない
製品は違法になる場合が
あるんだ！

技適マークが付いていない無線機を
使用する、知らずに他人の通信を
妨害する、社会生活に支障を
与えるなど、社会生活に乱れを
与えておそれある行為です。

警備・消防・救急 航空・鉄道・船舶

スマートフォン・携帯電話 テレビ・ラジオ

気を付けます……

電波を使う時は、
ルールを守って
正しく使おう！

電波に関する困りごと、ご相談は
下記までお問い合わせください。

北海道総合通信局 https://www.soumu.go.jp/outside/hokkaido/ 管轄区域：北海道	不法無線局、悪質・妨害 災害障害（テレビ・ラジオ） 電波利用料 その他行政相談 (011) 737-0099 (011) 737-0033 (011) 709-6000 (011) 709-3550
東北総合通信局 https://www.soumu.go.jp/outside/hokkai/ 管轄区域：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	不法無線局、悪質・妨害 災害障害（テレビ・ラジオ） 電波利用料 その他行政相談 (022) 221-0641 (022) 221-0698 (022) 221-0616 (022) 221-0610
関東総合通信局 https://www.soumu.go.jp/outside/kanto/ 管轄区域：栃木、群馬、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	不法無線局、悪質・妨害 災害障害（テレビ・ラジオ） 電波利用料 その他行政相談 (03) 6238-1939 (046) 888-2182 (03) 6238-1945 (03) 6238-1932 (03) 6238-1940
信越総合通信局 https://www.soumu.go.jp/outside/hokkai/ 管轄区域：新潟、長野	不法無線局、悪質・妨害 災害障害（テレビ・ラジオ） 電波利用料 その他行政相談 (026) 234-9976 (026) 234-9991 (026) 234-9998 (026) 234-9961
北陸総合通信局 https://www.soumu.go.jp/outside/hokkai/ 管轄区域：富山、石川、福井	不法無線局、悪質・妨害 災害障害（テレビ・ラジオ） 電波利用料 その他行政相談 (076) 233-4447 (076) 233-4491 (076) 233-4414 (076) 233-4405
東海総合通信局 https://www.soumu.go.jp/outside/hokkai/ 管轄区域：岐阜、静岡、愛知、三重	不法無線局、悪質・妨害 災害障害（テレビ・ラジオ） 電波利用料 その他行政相談 (052) 971-5107 (052) 971-9648 (052) 971-9142 (052) 971-9104
近畿総合通信局 https://www.soumu.go.jp/outside/hokkai/ 管轄区域：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	不法無線局、悪質・妨害 災害障害（テレビ・ラジオ） 電波利用料 その他行政相談 (06) 6942-8535 (06) 6942-8567 (06) 6942-8544 (06) 6942-8502
中国総合通信局 https://www.soumu.go.jp/outside/hokkai/ 管轄区域：鳥取、島根、岡山、広島、山口	不法無線局、悪質・妨害 災害障害（テレビ・ラジオ） 電波利用料 その他行政相談 (082) 223-3332 (082) 223-3383 (082) 223-3308 (082) 223-3314
四国総合通信局 https://www.soumu.go.jp/outside/hokkai/ 管轄区域：徳島、香川、愛媛、高知	不法無線局、悪質・妨害 災害障害（テレビ・ラジオ） 電波利用料 その他行政相談 (089) 936-5061 (089) 936-5030 (089) 936-5006 (089) 936-5020
九州総合通信局 https://www.soumu.go.jp/outside/hokkai/ 管轄区域：福岡、佐賀、長門、熊本、大分、宮崎、鹿児島	不法無線局、悪質・妨害 災害障害（テレビ・ラジオ） 電波利用料 その他行政相談 (090) 312-6253 (090) 326-7873 (090) 326-7843 (090) 326-7819
沖縄総合通信事務所 https://www.soumu.go.jp/outside/hokkai/ 管轄区域：沖縄	不法無線局、悪質・妨害 災害障害（テレビ・ラジオ） 電波利用料 その他行政相談 (098) 865-2308 (098) 865-2307 (098) 865-2303 (098) 865-2390

良好な電波環境をとするため、無線局の免許人の資格に一定の条件を「電波利用料」としてご負担いただいております。

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ
電波利用 検索

守ろう！ 電波のルール

電波の3つのルール

- 01 無線機を使用の際は「技適マーク」の確認を
- 02 外面規格の無線機にはご注意ください
- 03 電波の利用には、原則免許が必要です

電波は、警察や消防・救急、テレビ・ラジオ、スマートフォン・携帯電話など、社会のライフラインに使われています。私たちの暮らしの安心・安全のために電波はルールを守って正しく使いましょう！

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ 電波利用 検索

総務省
<https://www.telso.soumu.go.jp/>

2024.4

電波の不正利用は、 電波法違反、犯罪です！

電波は、周波数帯ごとに用途が割り当てられ、いつ誰がどのくらいの強さで使えるのかが決められています。電波の不正利用は命の危険につながることも。「バシなきや平気」は適用しません。もし電波法に違反するとこんな罰則があります！

電波法違反の罰則

CASE 1

不法無線局を開設、または運用した場合

**1年以下の懲役
または100万円以下の罰金**

CASE 2

不法電波で重要な無線設備を妨害した場合

**5年以下の懲役
または250万円以下の罰金**

※「不法市民ラジオ」、「不法パーソナル無線」、「不法アマチュア車機」など、ほとんどが車載、携帯型で移動して運用されています。

①。無線機器を使用の際は「技適マーク」㊦の確認を

国内で使用できる無線機器のほとんどに付いているのが、「技適マーク（技術基準適合証明等のマーク）」。マークのないものは「免許を受けられない／違法になる」おそれがあります。機器を購入・使用する際には、十分ご注意ください。 ※詳しくは、電波の総合運用等へお問い合わせください。

技適マークってどこに付いているの？

無線 LAN 無線送信型の機器：画面

ワイヤレスイヤホン：本体や充電箱など

トランシーバー：画面または内蔵バッテリーを取り外した部分

スマートフォン等では、液晶画面に表示される場合もあります

多くの場合、無線機器の見やすい場所に表示されているか、ディスプレイに表示されているよ！無線機器を買う時、使う時はちゃんとチェックしてね！

※技適マークが表示されている場合でも、免許申請等の手続が必要な無線機器も存在します。必要となる手続をご確認の上、無線機器を購入してください。

②。外国規格の無線機器にはご注意ください

近年、通信販売やインターネット等で、外国規格の無線機器が販売されていますが、これらの多くは日本の電波法に適合していないため国内では使用できない場合があります。使用するとほかの無線局等に妨害を与えるおそれがあるため、仕様や技適マークを確認して購入してください。

※使用日数光等が持ち込めWi-Fi機能等は入国の日から90日以内に取って一定条件を満たせば再帰可能です。
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/inbound/>

③。電波の利用には、原則、免許が必要です

無線機器の使用には、原則、無線局の免許や無線従事者の資格が必要。免許状は無線設備の設置（設置）場所に備え付け、従事者は無線従事者免許証を携帯してください。また、無線局の再免許（更新）手続きも忘れずに行ってください。

⚠ ご注意ください

アマチュア無線は仕事に使いません。アマチュア無線を使用する場合はルールを守って正しく運用しましょう。

無線機器を改造して出力を大きくしたり、指定された周波数以外で運用することは禁止されています。

ルールを守って
正しく使おう！

必ずルールを守りましょう！

電波の不正利用は、 電波法違反、犯罪です！

電波は、周波数帯ごとに用途が割り当てられ、いつ誰がどのくらいの強さで使えるのかが決められています。電波の不正利用は命の危険につながることも。「バシなきや平気」は適用しません。もし電波法に違反するとこんな罰則があります！

電波法違反の罰則

CASE 1

不法無線局を開設、または運用した場合

**1年以下の懲役
または100万円以下の罰金**

CASE 2

不法電波で重要な無線設備を妨害した場合

**5年以下の懲役
または250万円以下の罰金**

※「不法市民ラジオ」、「不法パーソナル無線」、「不法アマチュア車機」など、ほとんどが車載、携帯型で移動して運用されています。

①。無線機器を使用の際は「技適マーク」㊦の確認を

国内で使用できる無線機器のほとんどに付いているのが、「技適マーク（技術基準適合証明等のマーク）」。マークのないものは「免許を受けられない／違法になる」おそれがあります。機器を購入・使用する際には、十分ご注意ください。 ※詳しくは、電波の総合運用等へお問い合わせください。

技適マークってどこに付いているの？

無線 LAN 無線送信型の機器：画面

ワイヤレスイヤホン：本体や充電箱など

トランシーバー：画面または内蔵バッテリーを取り外した部分

スマートフォン等では、液晶画面に表示される場合もあります

多くの場合、無線機器の見やすい場所に表示されているか、ディスプレイに表示されているよ！無線機器を買う時、使う時はちゃんとチェックしてね！

※技適マークが表示されている場合でも、免許申請等の手続が必要な無線機器も存在します。必要となる手続をご確認の上、無線機器を購入してください。

②。外国規格の無線機器にはご注意ください

近年、通信販売やインターネット等で、外国規格の無線機器が販売されていますが、これらの多くは日本の電波法に適合していないため国内では使用できない場合があります。使用するとほかの無線局等に妨害を与えるおそれがあるため、仕様や技適マークを確認して購入してください。

※使用日数光等が持ち込めWi-Fi機能等は入国の日から90日以内に取って一定条件を満たせば再帰可能です。
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/inbound/>

③。電波の利用には、原則、免許が必要です

無線機器の使用には、原則、無線局の免許や無線従事者の資格が必要。免許状は無線設備の設置（設置）場所に備え付け、従事者は無線従事者免許証を携帯してください。また、無線局の再免許（更新）手続きも忘れずに行ってください。

⚠ ご注意ください

アマチュア無線は仕事に使いません。アマチュア無線を使用する場合はルールを守って正しく運用しましょう。

無線機器を改造して出力を大きくしたり、指定された周波数以外で運用することは禁止されています。

ルールを守って
正しく使おう！

必ずルールを守りましょう！

電波の不正利用は、 電波法違反、犯罪です！

電波は、周波数帯ごとに用途が割り当てられ、いつ誰がどのくらいの強さで使えるのかが決められています。電波の不正利用は命の危険につながることも。「バシなきや平気」は適用しません。もし電波法に違反するとこんな罰則があります！

電波法違反の罰則

CASE 1

不法無線局を開設、または運用した場合

**1年以下の懲役
または100万円以下の罰金**

CASE 2

不法電波で重要な無線設備を妨害した場合

**5年以下の懲役
または250万円以下の罰金**

※「不法市民ラジオ」、「不法パーソナル無線」、「不法アマチュア車機」など、ほとんどが車載、携帯型で移動して運用されています。

①。無線機器を使用の際は「技適マーク」㊦の確認を

国内で使用できる無線機器のほとんどに付いているのが、「技適マーク（技術基準適合証明等のマーク）」。マークのないものは「免許を受けられない／違法になる」おそれがあります。機器を購入・使用する際には、十分ご注意ください。 ※詳しくは、電波の総合運用等へお問い合わせください